

地域の通いの場づくり支援事業市民傷害保険

概要

とよなかパワーアップ体操を実施している自主グループ参加者を対象に会場での活動中や移動中の突発的な出来事、偶然な外来の事故により被った身体の傷害に対し傷害保険金を支払うものです。

保険金の種類と支払限度額

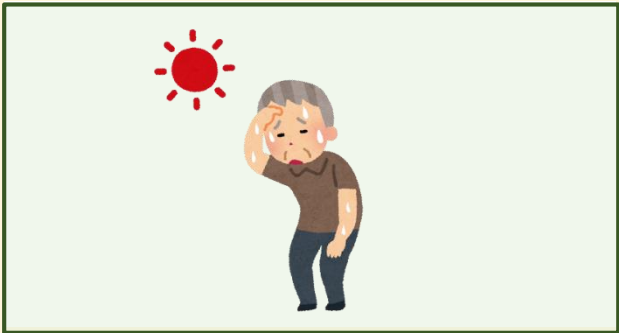
災害死亡補償		300万円
災害後遺障害補償		300万円
療養補償	通院（日額）	2,000円
	入院（日額）	3,000円
	手術	手術の種類により入院日額の10倍・20倍・40倍

※入院限度日数：180日

保険の対象となる事故



自主グループ活動中に発生した事故
※心筋梗塞、脳卒中などの急性疾患は対象ではありません。



自主グループ活動に起因する熱中症



自宅と会場の往復途上に発生した事故 ※自宅と会場の間で寄り道した場合は対象となりません。

保険金受け取りまでの流れ

**自主グループ活動中・自宅と会場の往復途上
にて事故が発生**



**豊中市健康推進課へ連絡
(☎06-6858-2236)**

※事故の状況とその後の対応についてお伝えください。
※事故があった日から原則7日以内にご連絡ください。



豊中市より保険金請求書が届く



**保険金請求書および他必要書類を
返信用封筒にて豊中市へ返送する**



口座に保険金が振り込まれる

※先払いはできません。立替払いが必要です。